



# 安心・信頼・親切の 日本ペット共済を大切な家族へ

## 日本ペット共済の5つのあしん

### あしん 1 選べる3つのプラン プラチナプラン 100%保障    ゴールドプラン 70%保障    シルバープラン 50%保障

例えば... プラチナプラン・0才・小型犬の場合... 共済基本料 2,900円



例えば... ゴールドプラン・3才・猫の場合... 共済基本料 1,800円



例えば... シルバープラン・1才・小型犬の場合... 共済基本料 1,500円



※詳細内容は審査で決定いたします。

あしん 2 入院・通院の回数制限なし(限度額年間70万まで)  
終身で継続可能

あしん 3 共済基本料は1,500円～

あしん 4 継続割引・多頭割引各種割引あり

あしん 5 全ての動物病院・診療所が対象

## 選べる3つのプラン 保障内容

ペットの病気・ケガ・ガンに対し保障の対象となる診療費の100%・70%・50%をお支払いいたします。



	プラチナプラン 100%保障		ゴールドプラン 70%保障		シルバープラン 50%保障	
	支払い限度額	限度日数(回数)	支払い限度額	限度日数(回数)	支払い限度額	限度日数(回数)
入院	15,000円まで /1日	無制限 /1年	12,000円まで /1日	無制限 /1年	10,000円まで /1日	無制限 /1年
通院	15,000円まで /1日	無制限 /1年	12,000円まで /1日	無制限 /1年	10,000円まで /1日	無制限 /1年
手術	150,000円まで /1日	2回まで /1年	120,000円まで /1日	2回まで /1年	100,000円まで /1日	2回まで /1年

- 共済金 各プランの日額限度の範囲内で治療費に保障割合を乗じた額
- 年間支払限度額 各プラン70万円まで
- 対象医療機関 全国すべての動物病院での医療費が対象
- 契約更新 1年間の自動更新
- 責任開始日 申込日または共済基本料受領日のどちらか遅い日の翌日より保障開始  
※病気は30日、ガンは90日間の免責期間あり



終身継続可能

入院・通院無制限保障



一般社団法人  
**日本ペット共済**

〒659-0092 兵庫県芦屋市大原町5-17 DANビル 3F

☎0120-055-604

※携帯・PHSからもご利用可能です。

info@petlife.or.jp

LINE公式アカウント @petkyosai



<http://www.petlife.or.jp>

# 重要事項説明書 契約概要・注意喚起情報

## 契約概要

この「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要な事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただけますようお願いいたします。この「契約概要」は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「普通共済約款」および「特約条件項」に記載しておりますのでご確認ください。また、ご不明な点については当共済会までお問い合わせください。

## 1 商品のしくみ

商品名 名称：ペット共済(ペット)

共済商品の特徴：この共済は、家庭で飼育されている犬または猫が、病気やケガで所定の通院・入院・手術を受けたときに、限度額の範囲内で治療費の一定割合を保障する共済です。

## 2 主契約の支払事由および共済金額

共済金の種類	支払事由 (共済金をお支払いする場合)	支払金額
通院共済金	動物病院等に通院し、獣医師の治療を受けたとき	通院による治療1日について、実際に負担した治療費用に保障割合を乗じた額
入院共済金	動物病院等に入院し、獣医師の治療を受けたとき	入院による治療1日について、実際に負担した入院費用に保障割合を乗じた額
手術共済金	動物病院等で獣医師による手術を受けたとき	手術1回について、実際に負担した手術費用に保障割合を乗じた額*

\*同一の傷病で2種類以上の手術を受けた場合は、もっとも治療費の高い1種類のみを対象としてお支払いします。また、2回以上分けて受けたい一連の手術については、1回の手術のみとしてお支払いします。

● 動物病院等に支払う費用でも、保障の対象となる治療費用に含まれないものがあります。■共済金が支払われない場合は、ご確認ください。

● 3つの加入プランからお選びいただけます。

加入プラン	保障割合	保障割合		
		通院したとき (通院共済金)	入院したとき (入院共済金)	手術を受けたとき (手術共済金)
スタンダード	50%	年間 70万円 まで	年間 70万円 まで	年間 70万円 まで
プレミアム	70%	年間 70万円 まで 1日 10,000円 まで	年間 70万円 まで 1日 10,000円 まで	年間 70万円 まで 1回 10万円 まで(年2回)
プレミアムプラス	100%	年間 70万円 まで 1日 15,000円 まで	年間 70万円 まで 1日 15,000円 まで	年間 70万円 まで 1回 15万円 まで(年2回)

● 1日または1回あたりの支払共済金額、年間の支払共済金額には、上記の表のとおり上限があります。

● プラン変更は、更新時に限り可能です。契約途中で変更することはできません。保障割合の低いプランから高いプランへ変更する場合は、審査が必要となり審査結果により条件付き変更または変更不可となる場合がございます。

● 保障開始時期は次のとおりです。

ケガの場合	申込日又は共済基本料受領日のどちらか遅い日の翌日から保障開始
病気の場合*	契約日を含む30日間の免責期間 31日 申込日又は共済基本料受領日のどちらか遅い日の翌日の31日から保障開始
ガンの場合**	契約日を含む90日間の免責期間 91日 申込日又は共済基本料受領日のどちらか遅い日の翌日の91日から保障開始

\*次年度以降ご契約が更新された場合、更新後のご契約には免責期間がなく、更新日初日から保障が開始されます。

\*\*免責期間(待機期間)中に発症した(疑い含む)疾病については、免責期間(待機期間)終了後も保障の対象となります。

● 詳細については「普通共済約款」および「特約条件項」に記載しておりますのでご確認ください。また、ご不明な点については当共済会または取扱代理店までお問い合わせください。

## 3 共済期間

共済期間は1年期です。共済期間の満了日の1か月前までに更新を希望されない旨のお申し出がなく、更新後契約の共済基本料が払込まれた場合、満了日の翌日に共済契約は更新されます。

## 4 引受条件

- 10才までの犬・猫
- 年齢ごとの引受条件は下記の通りです。現在の健康状態によりお引受け条件を決定させていただきます。0才〜2才：申込書告知欄で健康状態をお知らせください。3才〜6才：申込書に添付された別途告知書をご提出ください。7才〜10才：健康診断を受診の上、健康診断書をご提出ください。特別特定疾病不担保特約付帯のご加入となります。
- \*審査によりその他検査を受けた場合もございます。

### 【特定疾病不担保特約】

特定の疾病・ケガに関する治療費・薬代等の通院費について保障の対象から除外する場合に適用されます。ご契約前に疾病やケガが発症していた場合や条件変更がある更新時に付帯されます。

- 特約が付帯する場合、共済証券に特定疾病・ケガが記載されます。

### 【特別特定疾病不担保特約】

- 7才以上で下記に該当する場合、健康状態に関係なく特別特定疾病不担保特約付帯のお引受けとなります。
- 7才以上で未避妊・未去勢の場合
- オス：前立腺肥大・会陰ヘルニア・直腸憩室形成、肛門周囲膿腫
- メス：子宮内腺症・子宮蓄膿症・子宮筋腫・卵巣腫瘍・子宮水腫・乳腺腫瘍
- 9才以上(7才以上で未避妊・未去勢の場合の特定疾病)

腎不全・甲状腺機能亢進症/低下症

- 特別特定疾病不担保特約は終身特約となります。
- 健康状態により別途引受条件が追加となる場合がございます。引受条件に関する告知や健康診断については、2告知義務をご確認ください。

## 5 共済基本料および共済基本料払込に関する事項

- **共済基本料**：共済基本料は、保障の対象となるペットについて、犬または猫の別、年齢別に異なります。共済基本料の支払方法には、年払と月払があります。更新後の共済基本料は、更新日時点の共済基本料率を適用します。

● **割引制度**：共済基本料の割引制度には、次のものがあります。

割引制度	割引率	割引制度の概要
多頭割引	3%	すでに当共済会のペット共済にご加入のペットがいる場合、2頭を比べて共済基本料の低い方が多頭割引の適用となります。※同時加入時も適用
無事故割引	5%	共済金の支払がなく共済期間が満了し、契約の更新をした場合に、更新後の契約に適用する割引です。

- 共済基本料の払込方法には年払と月払があり、払込期間は共済期間と同一です。
- 共済基本料の主な払込経路は口座振替・クレジットカードなどです。
- 当共済会は、払込まれた共済基本料に対する領収証は発行しません。ただし、現金により共済基本料の払込を受けた場合、または共済契約者から申し出があった場合には領収証を発行します。
- 実際にご契約いただく共済基本料、払込方法、払込経路については、ペット共済契約申込書にてご確認ください。

## 1 クーリングオフ

- 申込書を入りいただいた日、またはこの「重要事項説明書」をお受け取りいただいた日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込の撤回をすることができます。この場合、お申し込みいただいた金額は全額お返しいたします。
- クーリングオフは、郵便(ハガキ・封書など)より前述の期間(8日以内の消印有効)に、当共済会までお申し出ください。郵便には、クーリングオフをする旨を明記し、ご契約者のご署名・ご捺印、ご契約者の住所・電話番号、ご契約の申込日をご記入ください。

書面の郵送先	一般社団法人 日本ペット共済 〒659-0092 兵庫県芦屋市大原5-17 DANビル 3F クーリングオフ係
--------	---

## 2 告知義務

- ①告知義務について  
共済契約者および被共済者には、保障の対象となるペットの健康状態などについて告知をしていただく義務があります。共済は多数の人々が共済基本料を出し合って、相互に保障しあう制度です。したがって、はじめる健康状態のよくないペットが条件に加入されますと、共済基本料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、ペットの飼育の目的や現在の健康状態、過去の傷病歴、先天性異常、ワクチン接種状況、同一ペットを対象とするほかのペット保険等(以下、他の契約)の加入状況等について申込書および告知書等で当共済会にお知らせすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせください。告知いただいた内容によって、引受けの可否を判断いたします。また、ご契約加入後、他の契約を締結または変更するときはあらかじめ、他の契約があることを知ったときは遅滞なく、書面をもってその旨を当共済会に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- ②告知受領権について  
告知受領権は当共済会が有しています。代理店は告知受領権がなく、代理店に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。
- ③お申込内容の確認について  
告知書の内容だけでは引受けの可否の判断ができない場合、保障の対象となるペットについての健康診断書をご提出いただくことがあります。
- ④傷病歴があるペットでも引受け可能な場合について  
当共済会では、ご契約者間の公平性を保つため、保障の対象となるペットの健康状態すなわちお支払が発生するリスクに基いたして1度対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によっては特定の疾病または特定の部位の治療費用を不担保とすることを条件にお引受けすることがあります。
- ⑤正しく告知されないことのデメリットについて  
告知いただく事柄は、申込書および告知書に記載しております。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知された場合、当共済会は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。ご契約または特約を解除した場合には、たとえ共済金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。更新前契約において告知義務違反による解除の理由があるときは、当共済会は、更新後契約を解除することがあります。

## 6 配当金および解約返戻金に関する事項

- 契約者配当  
この共済契約に対する契約者配当はありません。
- 共済期間中に解約をご希望の場合は、当共済会にお申し出ください。解約に際しての返戻金は、共済基本料払込方法によって次のとおりとなります。

既経過月数	解約返戻金率	既経過月数	解約返戻金率
1ヶ月	0.83	7ヶ月	0.33
2ヶ月	0.75	8ヶ月	0.25
3ヶ月	0.67	9ヶ月	0.17
4ヶ月	0.58	10ヶ月	0.08
5ヶ月	0.5	11ヶ月	0.00
6ヶ月	0.42	12ヶ月	0.00

- 既経過月数に1ヶ月未満の端数がある場合は、その端数は切り上げます。
- 月払契約の場合、解約返戻金はありません。
- 初年度に解約の場合、事務手数料は返戻されません。

## 3 通知義務

- 共済契約者または被共済者は、次のいずれかが発生した場合は、遅滞なく当共済会までご連絡ください。ご連絡のない場合は、損害が発生しても共済金をお支払いできない場合があります。
- ①ペットが死した場合は、②ペットを他人に譲渡した場合は、③ペットの用途や飼育の目的を変更した場合は、

## 4 責任開始期

- 当共済会所定の申込期日までに当共済会が申込を受理し、かつ共済基本料が申込期日に支払われた場合、申込日又は共済基本料受領日のどちらか遅い日の翌日より保障が開始されます。但し病気が30日間、ガンによる支払事由については、契約日より起算して90日間の免責期間が満了する日の翌日の午前0時から保障が開始します。
- 責任開始前に発症した疾病および発生した疑いのある疾病は、免責期間満了後も共済金はお支払いしません。

## 5 共済基本料の払込期日、契約の失効

- 共済基本料は払込期日までに払い込みください。払込期日までに共済基本料の払い込みがない場合は、その払込期日後に生じた事故や発病した疾病による損害に対しては、共済金をお支払いできない場合があります。第2回以後の月払共済基本料が払込期日までに払い込まれない場合、払込期月の翌月末日までに翌月分とあわせて2か月分の月払共済基本料を払い込まなければならない。ただし、1か月分の共済基本料が払い込まれた場合は、払込期日に共済基本料があったものとします。この払込がない場合は、ご契約は払込期月の翌月1日の午前0時から失効し、失効日以後に共済金の支払事由が発生しても共済金はお支払いしません。

## 6 解約と解約返戻金

- ご契約後、共済契約を解約される場合には、当共済会にお申し出ください。解約時の返戻金は「契約概要」に記載のとおり、払い込まれた共済基本料の合計額より少ない金額になります。(月払契約では、返戻金はありません。)また、初年度解約の場合、事務手数料は返戻されません。

## 7 共済会社が経営破たんした場合の取扱

- 当共済会は共済業者であり、保険契約者保護機構による資金援助の適用はありません。また、この契約は保険契約者保護機構への移転等の保障対象契約に該当しません。

## 8 共済期間中の保障料の増額または保障金の削減

- 共済契約の計算基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生したときは、共済期間中に保障料の増額または保障金額の減額を行うことがあります。また、想定外的事象発生により、当共済会の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が生じたときは、保障金を削減して支払うことがあります。